

原議保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)

交 規 甲 達 第 2 2 号
令 和 7 年 6 月 3 0 日

部 課 署 長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

通行禁止道路の除外取扱要領の制定について（通達）

対号 令和3年12月1日付け交規甲達第49号「通行禁止道路の除外・許可
取扱要領の全部改正について（通達）」

石川県公安委員会の通行禁止規制除外措置及び警察署長の通行禁止道路等の通行許可の取扱いについては対号により運用してきたところであるが、「石川県道路交通法施行細則」（昭和35年石川県公安委員会規則第12号）の一部改正に伴い、別添のとおり、通行禁止道路の除外取扱要領を制定し、令和7年7月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

別添

通行禁止道路の除外取扱要領

第1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、車両通行禁止規制の除外措置に係る事務処理等に関し必要な事項を定める。

第2 通行禁止規制除外措置の取扱い

細則第5条第1項の規定による石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の車両通行禁止規制から除外する車両の取扱いは、次によるものとする。

1 対象車両の範囲

車両通行禁止規制の除外対象となる車両は、細則第5条第1項表三に掲げるとおりであるが、その考え方は次による。

- (1) 公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中の車両のうち、
 - ア 当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもの
 - イ 当該用務の客体であって、これと一体であると認めるべきもの
- (2) (1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中の車両のうち、当該用務に従事することが明らかなもの
- (3) (1)又は(2)の用務に使用中であるが、外見上、当該用務に従事することが明らかでない車両で、公安委員会の交付した標章を掲出しているもの

2 申請事務の取扱い

通行禁止規制除外車両の公安委員会の指定は、警察署長の専決事項であり、実務はそれぞれの警察署で行うこと。

3 申請の方法

除外車両の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その車両の主たる運転地を管轄する警察署交通課又は交通第一課に細則別記様式第1の除外標章交付申請書（以下「申請書」という。）2通を提出し、申請するものとする。

なお、除外指定は本来、公安委員会の事務であるから、車両の主たる運転地と管轄の異なる警察署への申請であっても受理すること。

4 申請書の記載方法

(1) 「住所、氏名、電話番号その他の連絡先」の欄

交付を受けようとする車両の所有者又は使用者の住所、氏名及び電話番号その他の連絡先を記載する。

なお、運転者を特定し難い場合は、安全運転管理者等その車両の運行を管理する責任者の氏名を記載する。

(2) 「標章の名称」の欄

通行禁止除外指定車と記載する。

(3) 「番号標に表示されている番号」の欄

いわゆる車両ナンバーを記載する。

(4) 「除外を受けようとする期間」の欄

除外を受けようとする期間を記載する。

(5) 「除外を受けようとする区間」の欄

申請に係る車両の通行地域を記載するが、業務上、通行地域を特定できない場合は、区域で記載する。

（例） ○○市内全域

(6) 「除外を受けようとする理由」の欄

以下の公安委員会が定める業務に使用するのチェックボックスにチェックし、理由を具体的に記載する。

5 添付書類

申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付するものとする。

(1) 細則第5条第1項表三の6中に掲げる用務のいずれかに該当することを疎明する書面又はその写し

(2) 申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

6 通行禁止除外指定車標章の交付

(1) 申請書を受理した警察署は、その内容を審査し、除外対象と認められるものについては、訓令別記様式第3の通行禁止除外車指定処理簿（以下「除外指定処理簿」という。）に所要事項を記載の上、細則別記様式第1の2の通行禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を作成し、申請者に交付すること。

(2) 除外標章は次の事項に留意して作成すること。

ア 除外標章上部の「〇〇〇使用中」の欄

除外車両の対象に応じて、「郵便集配車両使用中」、「緊急往診車両使用中」等と記載する。

イ 「登録車両番号」の欄

いわゆる車両ナンバーを記載する。

ウ 「除外する区域又は道路の区間」の欄

申請に係る車両の通行地域を記載するが、業務上、通行地域を特定できない場合は、「〇〇市内の車両通行禁止道路」等と記載する。

エ 「有効期限」の欄

発行日から3年以内とする。ただし、報道機関緊急取材車両は有効期間を1年以内とする。

オ 裏面の「被交付者等」の欄

申請者の住所及び氏名を記載するが、法人の場合は当該法人の所在地及び担当者氏名を記載する。

(3) 除外標章の交付に当たっては、訓令別記様式第3の2の通行禁止除外指定車標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

(4) 除外標章を交付する際は、除外申請者に対し、次の事項を指示すること。

ア 車両通行禁止規制が行われていることを念頭に、歩行者等の安全に十分配慮して通行すること。

イ 駐車禁止規制場所に駐車しようとする際は、道路交通に著しく影響を及ぼす駐車は自粛し、付近に利用可能な駐車場がある場合は、路上駐車しないこと。

ウ 除外標章は、車両通行禁止規制区間を通行する際に車両前面の見やすい箇所に掲出し、駐車禁止規制場所に駐車する際は、併せて連絡先又は用務先を記載した紙も除外標章と並べて掲出しておくこと。

エ 除外標章裏面の注意事項に従い、不正使用等の違反行為が認められた場

合は、返納を命ずることがあること。

(5) 許可証の再交付申請等

ア 再交付申請

除外標章の再交付申請に係る申請書は、細則別記様式第1の4の2の除外標章再交付申請書を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

再交付申請を受理した警察署は、除外標章の左上及び処理簿の欄外に、再交付であることが分かるよう朱書きで「再交付」と記載すること。

イ 記載事項変更届出

許可証の記載事項変更に係る届出書は、細則別記様式第1の4の除外標章記載事項変更届を使用すること。また、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

記載事項変更届出を受理した警察署は、当該許可証に変更する記載事項を直接加除訂正して交付すること。

ウ 廃棄

除外標章の有効期間の満了、返納命令を受けたなどにより、交付された除外標章が不要になった場合には、除外標章を交付された者にこれを返納させること。この場合において、交付された者が返納のために来署等した場合には、管轄を問わず、これを受理すること。

7 標準処理期間

公安委員会の車両通行禁止規制からの除外措置は、公安委員会による一種の交通規制であり、行政手続法に基づく審査請求手続や標準処理期間の定めはないが、申請に対する標章交付という手続きであることから、当該事務の標準処理期間を3日以内（行政庁の休日は含まない。）とする。

第3 決裁時の留意事項

- 1 申請書の決裁時には、別記様式の通行禁止除外指定状況票を作成し、除外指定の状況を明らかにしておくこと。
- 2 除外指定処理簿は、毎月末現在で締切り、警察署長の決裁を受けること。

第4 運用上の留意事項

- 1 通行禁止除外指定車両は、細則第5条第1項表五の1の規定により駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されることとなるので、運用に誤りのないように留意すること。

- 2 申請車両がいわゆる「県外ナンバー」である場合は、自動車変更登録申請や保管場所変更届出等の必要な措置を講じるよう教示し、法律違反を容認することとなるような受理は行わないこと。
- 3 閉庁時間帯に指定申請書の提出がなされた場合は、これを受理し、警察署担当係執務時間において決裁等の事務処理を行うこと。
- 4 歩行者用道路等の交通規制は、生活道路等における歩行者の通行の安全と円滑を図る上で必要な対処措置として行われているものであることを踏まえて、十分な審査の上指定すること。
- 5 除外標章の不正使用等の違法行為については、平素から端緒の把握に努めるとともに、これを認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

第5 書類の保存

本件に関する書類のファイルコードは「40-43-20-080」とし保存期間は、3年とする。

第6 報告

本件事務処理状況は、1か月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月5日までに交通規制課に報告するものとする。この際、報告対象月に処理した申請書、除外標章再交付申請書、除外標章記載事項変更届及び除外標章の写しも送付すること。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。